

生命共済 重要事項説明書

この重要事項説明書<制度(契約)概要・注意喚起情報>は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、こくみん共済 coop のご契約内容は、商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。)*細則によって定まります。この重要事項説明書は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「加入者のしおり」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済

制度(契約)概要

1 共済制度について

1. 主(基本)契約……生命共済

※生命共済は、UAゼンセン自家共済とこくみん共済 coop 団体生命共済(事業規約・細則名「団体定期生命共済」)で共同運営している制度です。

2. 死亡・重度障がい保障する1年更新の共済制度です。

2 保障内容と掛金について

具体的な保障内容と掛金については、パンフレットの該当箇所をご確認ください。

3 加入資格

1. 被共済者(以下、「加入者」といいます。)になることができる方。契約発効日(以下、「加入日」(保障開始日)といいます。)*更新日に、次のいずれかに該当する方

■標準型

(1) 共済契約者(以下、「契約者」といい、UAゼンセン福祉共済互助会の会員。以下同じです。)

(2) 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとにこくみん共済 coop が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、こくみん共済 coop 所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(3) 契約者と同一生計で次に該当する満23歳までの未婚の方

- ① 契約者の子
- ② 契約者の配偶者の子

※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。

■緩和型

(1) 契約者

(2) 契約者の配偶者

※家族(配偶者)の加入には契約者本人の加入が必要です。

2. 加入者になることが出来ない方

(1) 健康状態の質問事項の回答をUAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が確認し、加入が妥当でないと判断した方

(2) 加入日(保障開始日)または更新日に次の職業・職務に従事している方

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
- ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

3. 海外渡航者の取り扱いについて

契約者または加入者が海外渡航する場合は「海外渡航届兼委任状」の提出が必要ですので、共済事業局にご連絡ください。

(1) 「海外渡航」の定義

「海外渡航」とは国外へ渡航し、その期間が3ヵ月以上にわたるものをいいます。(3ヵ月未満の場合、手続きは不要です。)

(2) 加入者の取り扱い

新規加入者は下記①～⑤のすべてを、既加入者は③～⑤の条件を満たしている場合に加入ならびに継続を認めます。(既加入者においては帰国予定の有無・渡航先・渡航期間を問わず、現契約の継続を認めます。)*なお、すでに海外にいる者の新規加入(増額を含む)はできません。

① 渡航先が、加入者の海外渡航時において、社会的に不安定地域(注)でないこと。

② 渡航期間が3年以内であること。

③ 日本国内の金融機関の口座から掛金の払い込みが確実にこなえること。

④ 共済金の請求および支払いの取り扱いについて、次のとおりとすること。

▲ 共済金の請求手続きは、日本国内に居住するもの(契約者またはその代理人)がおこなえること。

● 重度障害共済金の請求については、日本国内で作成された証明書(診断書)のみの受付となります。

● 共済金の支払いは、日本国内の金融機関への円建てでの支払いに限ります。

⑤ 事務の取り扱いについて、次のとおりとすること。

▲ 契約者が日本国外へ渡航する場合

「海外渡航届兼委任状」により、日本国内に居住する者を「代理人」として指定し、共済契約上の事務手続きいっさいを代理するものとすること。

● 契約者でない加入者が日本国外へ渡航する場合「海外渡航届兼委任状」により海外渡航することを届け出ていただきますが、「代理人」を指定する必要はありません。

(注)社会的に不安定地域について…社会的に不安定地域は、外務省の海外安全ホームページ「渡航情報(危険情報)」を基準とします。4つのカテゴリーに区分される国や地域に該当する場合、新規加入・増額はできません。

4 共済金をお支払いする場合

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

加入者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額(以下、「加入共済金額」といいます。)*を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

5 共済金を減額してお支払いする場合

1. 加入者の自覚症状の有無にかかわらず、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から180日以内に死亡したときまたは重度障がいの状態になったときの共済金の支払いは以下のとおりとなります。

■標準型

新規加入の場合、重度障害共済金は、加入共済金額を50%減額してお支払いします。ただし、加入者が契約者の場合で、かつ加入共済金額が600万円以下の場合には加入共済金額の100%をお支払いし、加入共済金額が600万円超の場合は加入共済金額から600万円を除いた残額を50%減額し600万円とあわせてお支払いします。

増額した場合、重度障害共済金は、追加加入共済金額(増額部分)を50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。ただし、重度障害共済金について、加入者が契約者の場合で、かつ増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円以下の場合には加入共済金額の100%をお支払いし、増額前の加入共済金額と追加加入共済金額(増額部分)の合計が600万円超の場合は追加加入共済金額(増額部分)を除く)を50%減額して、増額前の加入共済金額に合算しお支払いします。

■緩和型

死亡共済金、または重度障害共済金は、加入共済金額(増額した場合は増額部分)を50%減額して(増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し)お支払いします。

6 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

7 共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2.1. にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じ。)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3.2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、加入者の同意およびUAゼンセン福祉共済互助会ならびにこくみん共済 coop の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

5.4. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、加入共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coop に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7.4. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たに死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位および順番によります。

8 割り戻し金について

こくみん共済 coop 引受分の掛金が割り戻し金の対象となります。毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。割り戻し金は、こくみん共済 coop の組合員出資金へ振替出資されます。

①クーリングオフについて

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフをする旨をUAゼンセン福祉共済互助会にお申し出ください。

②加入申込書および質問表の記入について

1. 申込書を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態の告知)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けるか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約者に通知します。
3. 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

③契約の成立と効力の発生について

UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、加入日(保障開始日)の午前0時からになります。

④契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
2. 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop に共済金を支払わせることを目的として、支払事由が発生させ、または発生せよとしたとき。
3. 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力※1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係※2を有していると認められるとき。
 ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人)を含みます。以下同じです。暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 ※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあると認められるとき。
5. 前記1.~4.までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、UAゼンセン福祉共済互助会およびこくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき。
6. 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき。
 ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
 ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

⑤詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

⑥加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

⑦共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1) 加入者が加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から1年以内に自殺したとき(※) (2) 加入者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) など

共済金の種類	主な免責事由
3.重度障がいの原因とする共済金	(1) 加入者が加入日(保障開始日)または更新日(増額した場合)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき(※) (2) 加入者の故意(自殺行為を除きます)によるとき (3) 加入者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます) など

※ただし、加入者が契約者の場合は、標準型については加入共済金額または600万円のいずれか低い金額(増額した場合は増額前の加入共済金額または600万円のいずれか高い金額)、緩和型については300万円(増額した場合は増額前の加入共済金額)をお支払いします。加入者が配偶者または子どもの場合は、加入共済金額(増額した場合は増額部分)の50%または300万円のいずれか低い金額を(増額した場合は増額前の加入共済金額に合算し)お支払いします。

⑧契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者または加入者が加入日(保障開始日)・更新日にすでに死亡していたとき
2. 契約者が加入日(保障開始日)・更新日にUAゼンセン福祉共済互助会の会員でなくなっていたとき
3. 契約者が加入日(保障開始日)・更新日に加入者となっていないとき
4. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき
5. 加入者が「加入者になることができる方」の範囲外であったとき
6. 契約の申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
7. 加入共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分 など
 ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
 ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

⑨共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

⑩契約の消滅について

1. 加入者が死亡したとき。
2. 加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限り)。
 ※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

⑪掛金の生命保険料控除について

こくみん共済 coop 引受分が生命保険料控除の対象となります。共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。

⑫契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、組合経由でUAゼンセン福祉共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 氏名や住所が変更となったとき。
2. 加入者が「ご加入いただける方」の範囲外になったとき。
3. 死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき(「制度概要⑦共済金受取人について」の4.により、契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など)。

⑬共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

⑭規約および細則の変更について

こくみん共済 coop が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他契約内容となるすべての事項)により更新します。また、こくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。各加盟組合は本加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、UAゼンセン共済に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれは、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、こくみん共済coopという)に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

①こくみん共済coopは、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。UAゼンセンおよび共済加入者から受領した個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済coopの事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済coopホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

②共同利用の事項

UAゼンセンとこくみん共済coop、契約者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

(a)加入・変更・脱退申込書記載事項(契約者・加入者・受取人情報・契約内容・口座情報)

(b)年末調整手続事項(年間支払金額、割戻金額、申告金額)

(c)労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書=契約者・加入者・受取人情報・共済事由、加入共済金額、口座情報)

※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

共済契約等にかかわる事務手続きについて

契約者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

組合員について

生命共済加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

1.組合員の資格

(1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2.届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3.自由脱退

(1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

(3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この

組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4.法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失

(2)死亡

(3)除名

5.除名

(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

①3年間この組合の事業を利用しないとき

②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

こくみん共済coop引受部分に関する苦情・異議申し立て

こくみん共済coopの対応に納得のいくような解決ができなかった場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続法」の利用の促

進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

●電話03-5368-5757

●受付時間9:00~12:00/13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積

極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県のこくみん共済coopにお問い合わせください)。

※生命共済は、こくみん共済coopと共同運営している制度です。

